

熊本県海外大学進学給付金支給要項

(趣 旨)

第1条 知事は、幅広い知見と国際的視野を持ち、将来、世界的に活躍し、リーダーとなる人材を育成するため、海外の大学に入学した高校生等に対し予算の範囲内において熊本県海外大学進学給付金（以下「給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要項に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金は、第5条の規定により給付金の支給を受ける候補となるべき者（以下「支給候補者」という。）に応募した者のうち、応募した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の翌年度において、次条に定める海外の大学（以下「海外難関大学」という。）に入学若しくは編入学する者又は海外難関大学に合格し、かつ、海外難関大学と同程度と知事が認める海外の大学（以下「認定大学」という。）に入学若しくは編入学する者に支給するものとする。

(海外難関大学)

第3条 海外難関大学は、第5条の規定による支給候補者選考申請書の提出時に、次の各号のいずれかの世界大学ランキングにおいて第1順位から第50順位までに該当する大学とする。

- (1) The World Universities Rankings (Times Higher Education)
- (2) QS World UNIVERSITIES Rankings (Quacquarelli Symonds)
- (3) Academic Ranking of World Universities (Shanghai Ranking Consultancy)

(支給候補者の応募資格)

第4条 支給候補者の応募資格を有する者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- (2) 令和7年（2025年）4月1日において満22歳未満の者（平成16年（2004年）4月2日以降に生まれた者）
- (3) 熊本県内に所在地を有する県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者（通信制課程の県外在住者を除く。）
- (4) 応募年度に海外難関大学に出願する予定の者（海外難関大学の事務手続き上、応募翌年度に出願せざるを得ないと知事が認める場合はこの限りでない。）

(支給候補者の応募手続)

第5条 支給候補者となることを希望する者は、別に定める期限までに、支給候補者選考申請書（別記第1号の1様式）に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 応募する年度の3月に高等学校等を卒業見込みの者又は卒業した者（次

号の者を除く。) 次に掲げる書類

ア 住民票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）

イ 高等学校等の校長による意見書（別記第1号の2様式）

ウ 知事が定めたテーマに係る作文（別記第1号の3様式）

エ 高等学校等の卒業証明書又は卒業見込み証明書

（2）高等学校等を卒業し、かつ、応募年度に国内外の大学又は海外の大学付属若しくは提携の学校等に在学し、応募の翌年度に海外難関大学への入学または編入学を予定している者。 次に掲げる書類

ア 住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）

イ 在学している大学又は大学附属若しくは提携している学校等の在学証明書

ウ 在学している大学又は大学附属若しくは提携している学校等からの推薦書（様式任意）

エ 知事が定めたテーマに係る作文（別記第1号の3様式）

オ 高等学校等の卒業証明書

（成績優秀者の公表）

第6条 知事は、次の各号の全てを満たす者を、成績優秀な支給候補者として公表することができる。

（1）高等学校等又は高等学校等卒業後の在学機関における評定平均値が9割以上の値である者

（2）TOEFL iBT90以上若しくはIELTS6.5以上のスコア又はこれらと同程度と知事が認める高い英語力を有する者

2 前項に規定する公表を希望する者は、第5条に規定する支給候補者選考申請書の提出時に、次に掲げる書類を添えて、公表申請書（別記第1号の4様式）を知事に提出するものとする。

（1）在学機関からの前項第1号の成績要件が確認できる成績証明書

（2）英語能力を示す証明書の写し

（支給候補者の決定等）

第7条 知事は、別に定める選考基準に基づき、適当と認める者を支給候補者として決定するものとする。

2 知事は、第5条の規定により申請書を提出した者のうち、支給候補者として決定された者に対しては別記第2号の1様式又は第2号の2様式により、支給候補者として決定されなかった者に対しては別記第3号様式により、その旨を通知するものとする。

（認定大学の認定の申請等）

第8条 支給候補者のうち、海外難関大学以外の海外の大学に入学しようとする者は、当該大学を認定大学に認定するよう知事に申請をすることができる。

2 前項の規定により申請を行おうとする者は、認定大学認定申請書（別記第4号様式）に海外難関大学に合格したことを証する書類を添えて、知事に提

出するものとする。

- 3 認定大学の認定の方法については、別に定める。
- 4 知事は、第1項の規定により申請した者に対して、申請に係る大学を認定大学に認定した場合は別記第5号様式により、認定しなかった場合は別記第6号様式により、その旨を通知するものとする。

（給付金の支給申請）

第9条 支給候補者は、海外難関大学又は認定大学に入学したときは給付金の支給の申請を行うことができる。

- 2 前項の規定により給付金の支給の申請を行おうとする者は、次項に定める期限までに、給付金支給申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

（1）海外難関大学又は認定大学の入学許可証の写し

（2）海外難関大学又は認定大学の在学証明書（在籍を証明するもの）

- 3 給付金の支給の申請の期限は、海外難関大学又は認定大学に入学した日から起算して60日を経過した日又は支給候補者となった翌年度の3月15日のいずれか早い日とする。ただし、当該期限までに支給申請をすることができない特段の理由があると認められる場合は、支給候補者となった翌年度の3月31日までとする。

（給付金の支給決定）

第10条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、給付金を支給すべきものと認めたときは、速やかに給付金の支給を決定するものとする。

- 2 前項の規定により給付金の支給の決定を行うときは、別記第8号様式により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により給付金を支給しないことの決定を行うときは、別記第9号様式により申請者に通知するものとする。
- 4 給付金の額は、100万円とする。
- 5 第1項の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、別記第10号様式により給付金の請求を行うものとする。

（状況調査）

第11条 知事は、必要があると認めるときは、支給候補者及び支給決定者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（支給決定者の状況報告等）

第12条 支給決定者は、住所等に異動があるとき、給付金の支給申請に係る海外難関大学若しくは認定大学から他の大学に編入学したとき又は退学したときは、速やかにその旨を知事に文書で報告しなければならない。

（支給候補者の決定及び給付金の支給決定の取消し等）

第13条 知事は、支給候補者及び支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の規定による決定又は第10条第1項の規定によ

る決定（以下「支給等の決定」と総称する。）を取り消すことができる。

- （１）偽りの申請により支給等の決定を受けたとき
 - （２）やむを得ない事情がある場合を除き海外難関大学又は認定大学を退学したとき
 - （３）不正、怠慢その他不適当な行為を行い、知事が支給等の決定を取り消すことが適当であると判断したとき
- ２ 知事は、前項の規定により支給等の決定を取り消した場合において、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする

（雑則）

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要項は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- １ この要項は、平成 29 年 10 月 3 日から施行する。
（平成 29 年度における入学又は編入学者に関する特例）
- ２ 高等学校等を卒業し、応募年度に米国コミュニティ・カレッジ又は国内外の大学若しくは海外の大学附属若しくは提携の学校に在学する者であって、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に海外難関大学に入学又は編入学する者（応募年度の 4 月 1 日において満 21 歳未満の者であって、第 4 条の規定による支給候補者選考申請書の提出時において当該入学又は編入学が決定している者に限る。以下「平成 29 年度入学又は編入学者」という。）については、第 2 条の規定により別に定める期間にかかわらず、支給対象とすることができる。
- ３ 平成 29 年度入学又は編入学者については、第 3 条第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 6 号の規定は適用しない。
- ４ 平成 29 年度入学又は編入学者についての第 4 条の適用については、「次に掲げる書類」を「海外難関大学の入学許可証の写し又は在学証明書（在籍を証明するもの）、住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）、高等学校等の卒業証明書、海外難関大学に出願する時点で在籍していた機関からの成績証明書及び知事が定めたテーマでの作文」とし、同条第 1 号から第 4 号までの規定は適用しない。
- ５ 平成 29 年度入学又は編入学者のうちから支給候補者を決定する場合における第 5 条第 1 項の選考基準については、別に定める。

- 6 平成29年度編入学者である支給候補者が第6条の規定により申請を行う場合においては、同条第2項第1号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和元年8月29日から施行する。
(令和元年度における入学に関する特例)
- 2 高等学校等を卒業した者であって、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に海外難関大学又は認定大学に入学又は編入学する者(平成31年4月1日において満21歳未満の者であって、第5条の規定による支給候補者選考申請書の提出時において当該入学又は編入学が決定している者に限る。)については、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、支給対象とすることができる。この場合において、第2条第1項中「の翌年度において」とあるのは「において」と、第4条中「各号」とあるのは「各号(第4号を除く)」と、同条第3号中「応募する年度の3月に卒業見込みの者又は卒業した者」とあるのは「卒業した者」と、第5条中「次に各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類」とあるのは「海外難関大学又は認定大学の入学許可証の写し又は在学証明書(在籍を証明するもの)、住民票又は住民票の除票(日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの)、高等学校等の卒業証明書、海外難関大学に出願する時点で在籍していた機関からの成績証明書及び知事が定めたテーマに係る作文」と、第9条第2項中「次に掲げる」とあるのは「次の第2号に掲げる」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和3年(2021年)3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和4年(2022年)3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和5年(2023年)3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和6年(2024年)7月29日から施行する。

熊本県知事

様

住所〒

ふりがな
氏名

電話番号

年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者選考申請書

熊本県海外大学進学給付金支給要項第5条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

出願予定の大学 （入学又は編入学許可を受けた大学）	① 国 名 :	写真貼付 3 ヶ月以内に撮影、 無帽、無背景のもの （裏面に氏名を記入） 4.5cm × 3.5cm
	大学名 :	
	② 国 名 :	
	大学名 :	
	③ 国 名 :	
	大学名 :	
	④ 国 名 :	
	大学名 :	
⑤ 国 名 :		
大学名 :		
⑥ 国 名 :		
大学名 :		
⑦ 国 名 :		
大学名 :		
⑧ 国 名 :		
大学名 :		

※出願予定大学が9大学以上ある場合は、適宜、表に追記ください。当申請書は、2ページにわたっても構いません。

法定代理人（保護者等）の同意（申請者が成年に達しているときは不要です。）

熊本県海外大学進学給付金支給要項に基づき、本書のとおり申請することに同意します。

住 所

電 話

署 名

※法定代理人本人が署名してください。

別記第 1 号の 2 様式（第 5 条関係）

年 月 日

熊本県知事

様

学校名

学校長名

年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者選考申請に係る意見書
熊本県海外大学進学給付金支給要項第 5 条に規定する意見書を提出します。

学科・学年等	科	第（ ）学年在籍 （ ）年度卒業
申請者		
人物・適性		
学 業		
特別活動 賞歴等 (学内外問わず)		

別記第 1 号の 3 様式（第 5 条関係）

作文（テーマ「」

申請者署名 _____

※日本語で 800（20×40）字程度（パソコン、ワープロ使用可）

熊本県知事

様

住所〒

ふりがな
氏名

電話番号

年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者決定に係る公表申請書
 熊本県海外大学進学給付金支給要項第 6 条の規定に基づき関係書類を添えて
 申請します。

公表の希望	熊本県海外大学進学給付金支給候補者 として決定された場合、熊本県ホーム ページに公表されることを 希望する ・ 希望しない ※いずれかに○をつける。
評定平均値	
英語能力を示す公式スコア	TOEFL iBT スコア（ ） IELTS スコア（ ） その他（ ）
熊本県知事による推薦書の希望	推薦書の交付を 希望する ・ 希望しない ※いずれかに○をつける。

※提供された個人情報については、熊本県個人情報保護条例に基づき取り扱い
 ます。

添付書類チェックリスト

【令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に海外難関大学に出願し、令和7年4月1日以降に入学又は編入学を予定している場合】

(1) 応募する年度の3月に高等学校等を卒業見込みの者又は卒業した者	
☐ ア	住民票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
☐ イ	高等学校等の校長による意見書（別記第1号の2様式）
☐ ウ	知事が定めたテーマに係る作文（別記第1号の3様式）
☐ エ	高等学校等の卒業証明書又は卒業見込み証明書
※以下は、成績優秀な支給候補者として公表を希望する者のみ提出	
☐ オ	支給候補者決定に係る公表申請書（別記第1号の4様式）
☐ カ	第6条第1項第1号の成績要件が確認できる成績証明書
☐ キ	第6条第1項第2号の英語能力を示す証明書の写し
(2) 高等学校等を卒業し、かつ、応募年度に国内外の大学又は海外の大学付属若しくは提携の学校等に在学し、応募の翌年度に海外難関大学への入学または編入学を予定している者	
☐ ア	住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
☐ イ	在学している大学又は大学付属若しくは提携している学校等の在学証明書
☐ ウ	在学している大学又は大学付属若しくは提携している学校等からの推薦書（様式任意）
☐ エ	知事が定めたテーマに係る作文（別記第1号の3様式）
☐ オ	高等学校等の卒業証明書
※以下は、成績優秀な支給候補者として公表を希望する者のみ提出	
☐ カ	支給候補者決定に係る公表申請書（別記第1号の4様式）
☐ キ	第6条第1項第1号の成績要件が確認できる成績証明書
☐ ク	第6条第1項第2号の英語能力を示す証明書の写し

添付書類チェックリスト

【令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に海外難関大学又は認定大学に入学又は編入学する場合（既に海外難関大学及び認定大学に出願し、入学又は編入学の許可を得ている場合）】

☐ ア	海外難関大学又は認定大学の入学許可証の写し又は在学証明書
☐ イ	住民票又は住民票の除票（日本国籍を有する者は本籍記載のもの、日本への永住が許可されている者は在留資格記載のもの）
☐ ウ	卒業した高等学校等からの卒業証明書
☐ エ	海外難関大学に出願する時点で在籍していた機関からの成績証明書
☐ オ	知事が定めたテーマに係る作文（別記第1号の3様式）

別記第2号の1様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者決定通知書

年 月 日付けで申請のありました熊本県海外大学進学給付金に
ついては、支給候補者に決定しましたので通知します。

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者決定通知書

年 月 日付けで申請のありました熊本県海外大学進学給付金については、支給候補者に決定しましたので通知します。

なお、支給候補者に決定したことを熊本県ホームページに掲載します。

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者選考結果について
年 月 日付けで申請のありました熊本県海外大学進学給付金に
ついては、選考の結果、支給候補者としなないこととしましたので、通知します。

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所
氏名

年度熊本県海外大学進学給付金認定大学認定申請書

熊本県海外大学進学給付金支給要項第8条第1項の規定に基づき、下記大学を認定大学に認定するよう申請します。

記

- 1 大学名 () 大学
- 2 所在地 ()
※国又は地域名
- 3 設立年 () 年
- 4 1の大学の入学意思表示期限 (年 月 日)
- 5 1の大学が認定されない場合の入学予定大学 () 大学
- 6 5の大学の入学意思表示期限 (年 月 日)

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県海外大学進学給付金認定大学認定通知書

年 月 日付けで申請のありました大学については、認定大学と
認定することとしましたので通知します。

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県海外大学進学給付金認定大学認定結果について
年 月 日付けで申請のありました大学については、認定大学と
認定しないこととしましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所
氏名

年度熊本県海外大学進学給付金支給申請書

年度熊本県海外大学進学給付金として、金1,000,000円を支給されるよう熊本県海外大学進学給付金支給要項第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

入学した大学名 () 大学

添付資料（令和元年度の入学又は編入学者及び海外難関大学に在籍する者については（2）のみが必要）

- （1）海外難関大学又は認定大学の入学許可証の写し
- （2）海外難関大学又は認定大学の在学証明書

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県海外大学進学給付金支給決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 年度熊本県海外大学進学給付金については、金1, 000, 000円を支給することに決定しましたので通知します。

なお、住所等に異動があるとき、給付金の支給申請に係る海外難関大学又は認定大学から他の大学に編入学したとき又は退学したときは、速やかにその旨を知事に文書で報告してください。

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

年度熊本県海外大学進学給付金の不支給について

年 月 日付けで申請のあった令和 年度熊本県海外大学進学
給付金については、下記の理由により支給しないこととしましたので、通知し
ます。

記

交付しない理由

年 月 日

熊本県知事

様

申請者 住所
氏名

年度熊本県海外大学進学給付金請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった 年度熊本
県海外大学進学給付金として、金1, 000, 000円を支給されるよう熊本
県補助金等交付規則第16条第1項及び 年度熊本県海外大学進学給付金
支給要項第10条の規定により請求します。

※申請者本人名義（日本国内）の口座情報を御記入ください。

振込口座について	
金融機関名	
支店名	
口座種別（○を付けてください）	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義（フリガナ）	()

法定代理人の同意
熊本県海外大学進学給付金支給要項に基づき、本書のとおり請求することに同意します。 署 名 住 所 電話番号

※申請者が成年に達しているときは、法定代理人の同意は不要です。